

令和4年度 第3回

稲城市都市計画審議会会議録

令和5年2月15日（水）

令和4年度第3回
稲城市都市計画審議会会議録

日 時： 令和5年2月15日（水）
午前10時00分～午前11時30分
場 所： 稲城市役所4階 議会会議室

出席者	1番 北 浜 けんいち	2番 奈良部 義彦
	3番 川 村 あや	5番 村 上 洋子
	6番 吉 越 守	7番 種 田 匡延
	8番 佐 藤 しんじ	9番 塩 野 清隆
	10番 三 木 伸展	11番 小 松 萌
	12番 市 古 太郎	
欠席者	4番 阿 部 茂	
事務局	都市建設部長	小澤 一浩
	都市建設部まちづくり計画課長	吉屋 武
	都市建設部まちづくり計画課都市計画係長	阪田 一樹
	都市建設部まちづくり計画課都市計画係主事	菅原 裕太
	都市建設部まちづくり計画課開発指導係長	森 公彦
	都市建設部まちづくり計画課開発指導係主事	高本 美奈
日程第1 諮問案件	多摩都市計画公園の変更 多摩都市計画地区計画 小田良地区地区計画の変更 稲城市都市計画マスタープラン見直しの進捗	
署名委員	2番 奈良部 義彦 3番 川 村 あや	

市古議長

只今より令和4年度 第3回稲城市都市計画審議会を開会いたします。
本日は、阿部委員が欠席されておりますが、審議会委員の出席が半数を超えておりますので、稲城市都市計画審議会条例第7条第2項により、会議は成立します。

続きまして、「議事録署名委員の指名」でございます。

稲城市 都市計画審議会運営規則第19条第3項によりまして、議長が指名することとなっております。本会議の議事録署名委員は、議席番号2番の奈良部委員及び議席番号3番の川村委員を指名いたします。両委員よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「諮問案件」に入ります。

諮問案件「多摩都市計画公園の変更」「多摩都市計画地区計画 小田良地区地区計画の変更」につきまして、同じ地区の案件でございますので、一括議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

まちづくり計画課長

本案件につきましては、令和5年3月に予定しております、小田良土地区画整理事業の換地処分公告にあわせまして、都市計画公園の決定及び地区計画の内容を変更するものでございます。

これまでの経緯につきましては、令和4年11月14日の本審議会にて協議させていただいたのち、都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の受付を、令和5年1月10日から1月24日までの2週間実施いたしました。期間中の縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

それでは、詳細の決定内容につきまして、担当よりご説明いたします。

都市計画係長

私からは、諮問案件（1）、多摩都市計画公園の変更について、ご説明いたします。資料は、資料1になります。内容については、前回の審議会と同様となります。まず、スクリーンをご覧ください。位置でございます。「小田良土地区画事業」で整備された公園3箇所が今回の対象でございます。

小田良土地区画整理事業の概要ですが、平成24年12月に土地区画整理組合の設立認可がされ、施行面積は29.54ヘクタール、総事業費約110億円、計画人口1,760人となっております。

現状は、地区内に「ソコラ若葉台」という商業施設が開業し、地区内の住宅建設も進み、道路等の公共施設の整備も済んでいます。3月3日には換地処分を迎える予定です。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。資料1ページの航空写真ですが、現在の状況を表しております。今回に都市計画決定する公園は3箇所でございます。では、個別に説明してまいります。

次に資料2ページですが、多2・2・39号小田良川公園の計画図でございます。緑で囲まれている範囲で、面積は0.58ヘクタールとなっております。現状はすでに開園されており、このような状況となっております。

次に、資料3ページですが、多2・2・40号小田良中央公園の計画図でございます。緑で囲まれている範囲で、面積は0.14ヘクタールとなっております。ここも現状はすでに開園されており、このような状況となっております。

次に資料4ページですが、多2・2・41号小田良みはらし公園の計画図でございます。緑で囲まれている範囲で、面積は0.13ヘクタールとなっております。

ここも現状はすでに開園されており、このような状況となっております。

次に資料5ページですが、計画書でございます。今回決定する3箇所の番号、公園名称、面積等の記載がされております。中心に理由がございますが、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画で掲げている通り、緑豊かで良好な市街地形成を推進し、計画的に公園を確保するため、丘陵の地形や土地区画整理事業による新たな住宅地等の配置に併せ、公園を追加するものでございます。

次に、資料6ページ、経緯の概要書でございます。前回の審議会以降、12月に東京都協議、年明け1月10日から24日まで案の縦覧、意見書の受付を実施し、縦覧者・意見の提出はございませんでした。本日、当審議会にて諮問させていただきます。

き、3月に告示してまいりたいと考えております。
以上となります。続いて地区計画の説明となります。

開発指導係長

それでは、小田良地区地区計画の変更について、説明させていただきます。内容については、前回審議会と同様となります。正面の画面は、市内の地区計画の指定状況を表した図面となります。現在33地区の地区計画が定められておりますが、今回変更する小田良地区は、赤色の区域となります。

本地区は、京王相模原線若葉台駅の東方約1.2kmに位置し、地区北側に京王相模原線、南側は上平尾土地区画整理事業が行われた地域となっております。また、本地区の面積は、約28.5ヘクタールで、組合施行の小田良土地区画整理事業の施行にあわせ、平成27年7月に地区計画を決定しております。農地も多く残る、緑豊かな住宅市街地で構成された地区となっております。現在は、既に土地区画整理事業による公共施設の整備は完了し、航空写真のような状況となっております。

次に、今回変更する内容について説明いたします。今回の変更は、令和5年3月に予定しております、小田良土地区画整理事業の換地処分公告にあわせ、一部内容変更するものでございます。変更内容は、(1)地区計画の「位置」の変更、(2)「地区施設の配置及び規模」の変更、(3)「建築物の容積率の最高限度」の変更の3項目となります。いずれも軽微な変更でございます。

それでは、1つ目の地区計画の「位置」の変更について説明します。画面は「坂浜地域の町界町名区割図」に地区計画の区域を重ねた図面となります。坂浜地域の住所整理につきましては、平成31年4月に策定した住所整理基本方針に基づき、地域の権利者の皆様との検討会や住所整理審議会の答申等を経て、坂浜地域全体を坂浜一丁目から坂浜八丁目までの8つの区域にすることで整理されております。今回は、地区計画の区域が含まれる坂浜三丁目から坂浜五丁目の区域について、土地区画整理事業の換地処分にあわせ、町界町名地番変更を行います。これに伴い、地区計画の「位置」の町名が変わるものでございます。地区計画の区域そのものが変わるものではありません。

こちらの画面が計画書の新旧対照表となりますが、「稲城市大字坂浜字12号から字18号各地内」という表記が「稲城市坂浜三丁目、坂浜四丁目及び坂浜五丁目各地内」となります。

2つ目の変更は、「地区施設の配置及び規模」の変更になります。こちらは地区施設を表した図面になります。先程の説明にもありましたが、区画整理地区内の公園3箇所について今回都市計画決定を行うことから、地区施設に位置付けていた公園を削除するものでございます。

こちらの画面が新旧対照表となりますが、地区施設の項目から3つの公園を削除いたします。

次に、3つ目の変更は、「建築物の容積率の最高限度」の制限項目を削除するものでございます。容積率につきましては、目標容積率（いわゆる指定容積率）と暫定容積率の2段階の容積率を定め、道路の整備が不十分な段階においては、使用できる容積率を低く制限しておりました。現時点では、公共施設の整備がすべて完了し、容積率を制限する必要がなくなったため、制限項目から削除するものでございます。

こちらの画面が新旧対照表となりますが、「容積率の最高限度」の項目すべてを削除するものでございます。以上が地区計画変更についての説明となります。

最後に、今後の予定ですが、本日の諮問答申を受けたのち、小田良土地区画整理事業の換地処分公告日の翌日（令和5年3月4日予定）に効力が発生するよう決定告示いたします。

説明は以上となります。

市古議長

只今、案件の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑がある方は、挙手をお願いします。

- 北浜委員 今回3つの公園を都市計画決定することになると思いますが、今後ほかの公園を整備する予定はあるのでしょうか。
- 都市計画係長 都立公園ではありますが、小田良谷戸公園といった公園があり、今回の換地処分後に都の所有地となっています。今後、都で整備計画等を策定したのち、設計・工事を行い、開園する予定と伺っております。
- 市古議長 それでは、ご意見、ご質問も出尽くした（無い）ようですので、本案件についてお諮りいたします。
諮問案件「多摩都市計画公園の変更」について、案のとおり異議のない方の挙手を求めます。
- (委員挙手)
- 全員挙手であります。よって、本件は案のとおり決めます。
次に、諮問案件「多摩都市計画地区計画 小田良地区地区計画の変更」につきまして、案のとおり異議のない方の挙手を求めます。
- (委員挙手)
- 全員挙手であります。よって、本件は案のとおり決めます。
次に、諮問案件「都市計画マスタープランの見直し」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
- 都市計画課長 稲城市都市計画マスタープランの見直し作業につきましては、令和2年度から行っており、令和4年度末に公表する予定で進めております。
前は素案のポイントをおさえてご報告させていただきました。その後、市民意見公募や東京都への協議がありましたので、経過やその結果も含めて担当よりご説明します。
- 都市計画係長 着座にてご説明させていただきます。
「市民意見公募・東京都協議結果」といたしまして、資料2の市民意見公募をご覧頂ければと思います。
市民意見公募としましては、意見募集期間は12月5日から19日までの2週間実施し、対象者は市にお住まいの方や在勤・在学の方等とし、提出方法は直接持参、郵送、FAX及びインターネット上で申し込みフォームを作り、募集をしました。その結果、意見提出は6名、処理件数としては計22件となっています。
ご意見に関する回答は、原案の内容をもとに基本的に市の考え方の記載をしています。全部読み上げていくと時間が無いので、要点を重点的に説明をさせていただきます。また、原案に反映させたご意見については、その記載内容の詳細は原案説明の中で行います。
まず1人目ですが、南山にお住まいの方となります。空き巣被害にあったことのある方らしく、その情報は加工してご意見を掲載しております。内容としては、南山の安全面に不安を抱えており、交番の設置をお願いしたい記載となります。市の考え方としましては、今回の都市マスの中で防犯について記載をしており、南山に限らず市内では、土地区画整理事業による新市街地が形成されてきていることから、地域のニーズを踏まえた交番等の配置について、関係機関と調整を進めていくことを、安全・安心まちづくりの方針に記載のある内容で回答としております。
2人目は、平尾にお住まいの方で、意見が11件あります。ご意見に関しては、主に平尾団地の少子高齢化対策・観光誘致、個別の公園や団地内の公園についてご意見を頂いております。平尾団地に関するご意見の基本的な回答としては、分譲の建替えの際に、既存のセンター地区と連携して地域活力を生み出していく

という回答とし、公園に関連するご意見については、市民ニーズにあわせた施設の整備・改善を進めていきたい旨の回答としています。

3人目は、オープンハウスによく来られる方で、直接持参して頂いた方になっております。

まずは、中心地区の駅間結ぶ道路には幹線道路や三沢川があるため、移動が阻害されないように立体的な歩行者専用道路の整備を検討してはどうかというご意見を頂きました。回答としては、具体的な計画がない中で具体的な記載が出来ませんので、多3・4・15号線の都市計画道路を整備する際に整備手法を検討していくなかで必要性も含めて検討する旨の回答としています。

次に、中心地区においては地区計画が未整備なので、都市計画道路の沿道を街づくりの方針に併せて開発していくために、地区計画や土地区画整理事業の活用を方針としたらどうかというご意見を頂きました。回答としては、各都市拠点において、都市基盤整備の進捗に応じた土地利用の見直しによる用途地域や地区計画等の変更を行う事を分野別構想の土地利用の方針に記載している旨の内容で回答しています。

最後に拠点別構想、百村地区の話となります。百村は堅台以外は一体感が感じられないので、百村地区（堅台）という表記にしたらどうかというご意見をいただきました。回答としては、拠点別構想の住宅施策の推進方針において、百村地区にある、いなぎ苑を含めて記載しているので堅台に限定した書き方にはできない旨の回答にしています。

4人目は、自転車の安全に関することとなります。回答としては、分野別構想の道路・交通ネットワークの形成方針の中の、「[「自転車のまち稲城」の推進と安全で安心な自転車利用環境の形成」という項目があり、そのなかで安全教育・安全利用などの記載を回答としています。

5人目は、環境まちづくり、安全・安心まちづくり、住宅施策についてご意見をいただきました。

まずは、住宅において、気象等の条件に影響を受けにくい「家庭用燃料電池や蓄電池等」の導入促進を図り、災害時においても自宅で生活を継続できる生活環境を整えることで在宅避難を推進していくことも可能になる旨です。市の考え方は、その様な考え方も重要で、在宅避難も含めて、災害時における市民の意識向上を図る旨の回答にしています。

次に、追記提案という形で「長期停電の備えとして自立・分散型エネルギーの導入など」についていただきました。稲城市の地域防災計画にも、停電については、自立・分散型電源の導入促進などエネルギー確保の多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、都市機能を維持するとしていることから、それと整合性を図るということで、長期の停電に対する備えについて追記しました。

次に住宅施策の推進方針における脱炭素社会の実現についてとなっているが、再生可能エネルギーとの親和性が高い自立発電機能付き家庭用燃料電池等の導入促進を図り、防災性を高めることで、在宅避難を推進していくといった内容について、回答としては在宅避難の話なので、1点目と回答は同じとしています。

最後に、拠点別構想の中心地区についてとなります。回答としては2点目と同様で、防災活動拠点である市役所や消防署の長期停電に対する備えに対する追記をしております。

最後の方となりますが、若葉台地域のみ的发展ではなく、ほかの拠点も発展させてほしいとのご意見を頂きました。回答としては、若葉台だけでなく、各都市拠点で地域の特色を活かしたまちづくりを進め、地域の賑わい・活力の創出を図る旨の記載をしています。

次に、自転車駐輪場の料金のご意見を頂きました。回答としては、都市マスでは、駐車場や駐輪場及びシェアサイクルの充実を図る旨を記載しました。

市民意見公募の結果として、本編に反映させるご意見としては、長期停電の備えのご意見のみとなっています。

次に、資料3の東京都協議結果となります。12月1日に本協議させていただき、

23日にご意見をいただきました。そのご意見に対する市の方針を示しております。策定委員会後に、東京都に対して正式に回答する予定となっています。

まず、1行目から4行目までは下水道局からのご意見です。まちづくりの現状について、水害対策の記載が無いというご意見がありましたので、市の対応として、公共下水道の整備について追記いたしました。

2行目の本編24ページの現行プランによるまちづくりの状況の図面の修正についてのご意見ですので、修正いたしました。

3行目の本編60ページのライフラインの安全性強化のところ、下水道施設の主体的な表現のご意見を頂きました。こちらについては、下水道施設については都市インフラの健全化で維持管理について記載しているので未対応としています。

4行目の本編61ページの公共下水道に対する浸水対策についての記載が無いというご意見を頂きました。ご意見のとおり、公共下水道での浸水対策について、記載が少ないと思いますので、下水道法の改正や国の方針等を鑑みて、下水道課と調整し、「都市浸水対策の推進」に変更して、「気候変動の影響を見据えた事前防災を計画的に進めるために、雨水管理総合計画を策定し、総合的な浸水対策を進めます。」という文言を追記しました。

次に2ページ目の5行目まで、建設局からのご意見となります。

記載の修正になりますが、自転車「走行空間」ではなく、正式名称は自転車「通行空間」となります。また、南多摩尾根幹線の事業中の範囲の修正や南多摩尾根幹線道路が正式名称なので、「道路」を追記しました。

次に、住宅政策本部からのご意見になりますが、空家等対策計画の策定のご検討についての記載についてとなります。この回答は、都市マスで反映はしませんが、今後検討していく回答をしております。

次に、都市整備局市街地整備部からのご意見になります。本編28ページに「幹線道路の無電柱化」という記載について、無電柱化は幹線道路だけではなく進めていく必要があるということで、幹線という言葉を削除したらというご意見をいただきました。稲城市では基本的に都市計画道路をメインに無電柱化を進めているところですが、南山東部地区などの一部の生活道路では無電柱化が実施されていることから、ご意見のと通りの修正としました。

次に、3ページ目の1行目、本編42ページの道路・交通ネットワークの形成方針のなかにある「安全で快適な歩行空間・自転車通行空間の確保」というところで、「既存の生活道路においても拡幅整備・改良を検討し…」という記載がありますが、「それに併せた無電柱化を実施…」と追記して欲しいというご意見があり、追記致しました。緊急輸送道路から避難所・避難場所までの避難路といわれる経路については、稲城市防災計画にも位置付けており、現在作成中の無電柱化推進計画でも検討していることから、追記しても問題はないと認識しております。

次の2行目及び3行目の本編54ページ及び58ページについては、「景観まちづくり、安全・安心まちづくりの方針」において記載があり、面的な開発に合わせた無電柱化に関する記載を盛り込んでほしいというご意見をいただきました。従って、ご意見のとおり「土地区画整理事業等の面的整備が図られる区域では無電柱化を検討…」という文言を追記しました。

次の4行目は誤字でしたので、修正しました。

次の5行目は都市計画道路の事業延長の誤りでしたので、修正しました。

次に、都市整備局都市づくり政策部からのご意見となります。6行目の「農の風景育成地区制度の記載」を、分野別構想の土地利用の方針にも記載して欲しいというご意見をいただきました。こちらに関しては、「景観まちづくりの方針」に記載しているので、反映はしておりません。

最後に4ページ「農の風景育成地区制度」について、「環境まちづくりの方針」内に、都市農地の新たな保全の手法というコラムを設けているが、農の風景育成地区制度について「環境まちづくりの方針」にも記載したほうが良いのではというご意見をいただきました。こちらに関しては、次の景観まちづくりでも重複は

しますが、農の風景育成地区制度についても出していくことで追記しました。

市民意見公募と東京都意見照会は以上となります。

それでは、引き続き原案についてもご説明していきたいと思えます。

前回の策定委員会以降の東京都事前調整の内容、都市計画審議会を11月に開催して途中報告した際にいただいたご意見及び先ほどご説明した市民意見公募や東京都協議のご意見などにより、内容を修正している箇所がありますので、その修正した部分のみご説明してまいります。

まずは、P11の東京都からご意見を伺った南多摩尾根幹線の事業範囲の修正となります。

次に、P14の多3・4・36号線の延長の修正をし、P21に公共下水道について追加をし、東京都事前調整の中でもご意見を頂いておりましたが、雨水流出抑制施設設置の促進の取組内容の追記をしています。

次に、P24の現行プランによるまちづくりの状況について、前回の策定委員会や都市計画審議会からのご意見を頂いております。現行プランによるまちづくりの進捗について、もう少し記載した方が良いといったご意見がございました。そこで、「実際の面的整備を踏まえ、市街化区域の87%は住居系用途地域であり、住宅都市としての市街地が形成されてきた」「現在もまだ土地区画整理事業が進んでいる状況」「無電柱化の事業」及び「平成27年度にJR南武線の連続立体交差事業が完了した点」について内容を盛り込みました。

次に、P29の概略イメージについて、矢野口駅から京王よみうりランド駅の間は緑地が無いので、緑の環としての絵はこのままで良いのかというご指摘が都市計画審議会からご意見がございました。あくまでもこの概略図はイメージであり、まとまった緑が無いという事実はこちらも把握しており、ただ緑の環を構成していくうえで、街路樹がある幹線道路の歩行空間を連続的な緑として、環境まちづくりの方針でも広域的なレクリエーションネットワークとして位置付けたりしているため、この概略イメージはこのままとさせていただきたいと思えます。

次に、P40の稲城長沼駅と稲城駅間の多3・4・15号線について、「東京都に要請していく」記載をしていましたが、施行主体も決まっていないという東京都の意見により、「整備に向けて関係機関と協議」という内容に修正しています。しかし市としては、もともと東京都が決定した路線で、都道と都道を結ぶ路線でもあるため、東京都に整備を要請していくというスタンスは変わっていません。

次に、P45は事務局サイドの修正です。稲城市で「自転車ネットワーク計画」を策定しているため、そこに位置付けられている路線を追加しています。

次に、P51の環境まちづくりの分野でも、東京都として「農の風景育成地区制度の記載の追加」についてご意見がありましたので、追記しています。また、前回の都市計画審議会でも「地場産の野菜や果物を学校給食に供給するなどの地産地消を推進」についてご意見があり、農業基本計画にも記載がありますが、整合性を図る意味合いで追記しています。

次に、P54の景観まちづくりとP58の安全・安心まちづくりに「面的整備が実施される区域での無電柱化の検討」という内容の追記を東京都からご意見がございましたので追加しました。

次に、P60の防災活動拠点や避難所等の防災機能の充実について、市民意見公募からご意見がございました。そこで、「長期停電に対する備えとして、自立・分散型エネルギー電源の導入などの検討」について追記しました。

次に、P61の河川の治水安全度の向上について、東京都下水道局から頂いたご意見となります。鶴見川流域における浸水被害防止対策について追記しています。また、P61の都市浸水対策の推進についてもご意見を頂いており、「雨水管理総合計画」「雨水流出抑制施設設置」の記載を追記しています。

次に、P68の空き家の発生予防と有効活用の促進について、以前の策定委員会にて、空き家については管理不全にしないことが大事といったご意見がございましたので、管理不全を抑制する記載の追加をしています。

次に、P79の道路交通ネットワークの形成方針について、P40と同じ稲城長沼駅

と稲城駅間の多3・4・15号線について、「整備に向けて関係機関と協議」という内容に修正しています。また、安全・安心まちづくりの方針についても、「長期停電に対する備え」について追記しております。

次に、P86のレクリエーション拠点で、よみうりよりジャイアンツタウンはローマ字表記で「(仮称)」を削除するご意見がありました。

次に、P102の向陽台、百村地区の住宅施策の部分で、東京都との事前協議で住宅施策本部からご意見を頂いた項目ですが、「都営住宅等」を「東京都施行型都民住宅」に修正しました。

それでは、市民意見公募や東京都協議等でご意見があった項目の説明に関しては以上となります。

また、参考程度になりますが、P108に「第6章 都市マスの推進に向けて」、P109以降に付属資料として添付しています。

これらの資料は、事務局側で作成しておりますが、検討体制として、「市民参加（オープンハウス、市民意見公募）」「庁内検討会」、「策定委員会」「検討体制図」検討経過、分野別構想の項目ごとにSDGs関連項目を整理したものとマトリクス表となっております。最後のP115以降に用語解説となります。以上となります。

市古議長

只今、案件の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑がある方は、挙手をお願いします。

まず、私の方から話をさせていただきますと、現在原案という事で仕上げの段階だという事だと思っておりますが、稲城の代表的なまちづくりのプロジェクトなどを、コラムなどで表現の工夫が出来るのではないかと思います。分かりやすい例ですと、これから成長していくであろうエリアマネジメント南山の様なコラムに取り上げているプロジェクトについては、次ページの様な方針図にも記載される工夫をすると市民の方にも理解されやすいと感じました。

また、P6に記載されている稲城市住宅マスタープランについて記載されていますが、独自の策定から都市計画マスタープランに統合することが近年の傾向となっていると思いますので、他市と遜色のない近年の都市計画マスタープランとして反映された構成となっていると思います。そこで、用語解説にSDGsの記載がされていますが、立地適正化計画の今後の扱いについても記載した方が良いかと思います。

また、まちづくり条例について検討していく記載についても、稲城市のまちづくりを底上げしていく点でも大事なところだと思われました。策定委員会でも市民の方の意見を含めて議論し、反映して頂けたのかなと思われました。その中で、市民の方に話を聞きますと、町田市でも議論にあがっている団地再生について、今回の都市計画マスタープランに反映されていると思います。

他にご意見はございますか

三木委員

SDGsについて、後ろの方に纏めた表の方が記載されており、関連付けられている項目が分かりやすいと思われました。

そこで、その少し前のページに検討体制図があると思いますが、この部分について伺いたいと思います。

都市計画マスタープランの策定委員会があり、委員の方で話し合いが行われその内容を事務局で調整を行っていると思いますが、この体制図のコンサルタントの位置図けとして具体的などの様な事をされていたのでしょうか。

都市計画係長

コンサルタントの方には、令和2年度から4年度までの3か年入っていただきました。基本的には、事務局の方で計画内容の作成はしておりますが、その関連法令や上位計画等の整合性をとるためのチェックをして頂くようにしており、全体的にサポート的な役割で策定に向けて業務を行っていました。

三木委員

コンサルタントの方がメインではなく、事務局のサポート的な役割であった

ことは理解できました。この体系図をみると、策定委員会で有意義な話が出て、直接委員の方と話すことがない図式に見えました。実際に、コンサルタントがメインで動くようだと、有意義な話し合いの内容が伝わらないのではないかと思ったので質疑をさせて頂きました。有難うございました。

市古議長 他にございませんでしょうか。

村上委員 P46の環境まちづくりの方針についてですが、P51に記載されている農の保全と活用については、前回意見をさせて頂き反映して頂いたので、嬉しく思っております。そこで、環境負荷低減に向けた新たな取り組みの中で、水環境について記載されていますが、見直しを含めて地下水利用の記載も追記して良いのではないかと思います。

都市計画係長 水循環への配慮の部分でご意見を頂きましたが、その内容としては、保水性・透水性のある舗装材の活用として記載しております。水環境を含めた自然環境の部分としては、P47の多摩丘陵の民有緑地の保全や多摩川河川敷・谷戸の環境を活かした公園緑地のところに記載しており、市民の憩いや交流の場として活用を進めたいと考えています。

市古委員 それでは、ご意見、ご質問も出尽くした（無い）ようですので、本案件についてお諮りいたします。
諮問案件「都市計画マスタープランの見直し」について、案のとおり異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

全員挙手であります。よって、本件は案のとおり決めます。

それでは、本日の日程はこれですべて終了といたします。
以上をもちまして、令和4年度第3回稲城市都市計画審議会を閉会いたします。最後に、事務局より連絡事項等がありましたらお願いします。

まちづくり計画課長 それでは、最後に次回の審議会の開催予定でございますが、例年ですと次は5月中・下旬の予定ですが、現時点において、審議を要する案件はございませんので、案件がでてきた段階で開催とさせていただきます。日程につきましては、後日、個別に調整をさせていただきます。
以上でございます。本日はありがとうございました。